

「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症 に対する『ワンヘルス』の実践に関する要請」について

近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」に対する取組みが不可欠であるとして、本会では日本医師会とともにさまざまな「ワンヘルス」の取組みを推進してきたところである。

しかしながら、現在、わが国の家畜・家禽、愛玩動物、野生動物を所管する省庁の縦割状況や、犬猫や野生動物における感染症の研究やサーベイランス等に常時対応する担当機関の未設置等、「ワンヘルス」を実践すべき体制はいまだ整備されていない。このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国民の生命の危機とともにわが国経済に対し計り知れない影響を及ぼす事態となっていることから、「ワンヘルス」実践のための速やかな体制整備が求められている。

このような状況に鑑み、6月19日、本会蔵内会長から自由民主党経済成長戦略本部座長である林 芳正参議院議員に対して、「ワンヘルス」の実践に関する要請を



図 左より 松山参議院議員（自由民主党参議院政策審議会会長）、林参議院議員（自由民主党経済成長戦略本部座長）、蔵内会長、境副会長兼専務理事

実施したので、ここに紹介する。なお、本要請については、後日、自由民主党獣医師問題議員連盟の麻生太郎会長及び同連盟の森 英介幹事長にも併せて説明を実施した。

自由民主党経済成長戦略本部
座長 林 芳正 様

新型コロナウイルス感染症等動物由来の 人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

令和2年6月
公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

新型コロナウイルス感染症等動物由来の 人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界

界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても、政府は緊急事態宣言を発出して収束を図っていますが、本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関

係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会—世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました(参考資料1・略)。また、令和2年5月22日には日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に関する共同声明」を公表し、本感染症の早期収束と、将来におけるパンデミックの再発阻止に向け、「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明しました(参考資料2・第73巻第6号295頁参照)。

近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人と動物の共通感染症であるにもかかわらず、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています(参考資料3:別記1)。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

以上のことから、動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方(日本版CDC等の設置)を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」を実践する体制を構築すること。

※令和2年3月11・13日付け新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆参内閣委員会)の18・21(参考資料4:別記2)

※日本と米国における人と動物の感染症の調査研究機関

日本:国立感染症研究所(厚生労働省所管)、農研機構動物衛生研究部門(農林水産省所管)

米国:Centers for Disease Control and Prevention(CDC), U.S. Department of Health and Human Services
National Veterinary Services Laboratories(NVSL), Animal and Plant Health Inspection Services(APHIS), U.S. Department of Agriculture(USDA)(参考資料5:別記3)

2 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して1の動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築すること。

※平成23年3月22・25日付け家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆参農林水産委員会)の11・12(参考資料6:別記4)

※各国における動物衛生研究機関が所管する動物の範囲について(参考資料7:別記5)

3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

また、日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」推進機関を国と地方が協力して設置すること。

※海外の「ワンヘルス」関連機関

アジア獣医師会連合(FAVA)、アジア大洋州医師会連合(CMAAO)、世界獣医師会(WVA)、世界医師会(WMA)、国際獣疫事務局(OIE)、世界保健機関(WHO)等

※新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(参考資料8及び9:別記6及び7)

以上

【参考資料3：別記1】

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

感染動物 被感染動物	家畜・家禽	愛玩動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省①)	— (厚労省②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (①, ②)必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)
野生動物	—	—	— (環境省③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (③カモ等の野鳥（インフルエンザ）及びイノシシ（豚熱）の検査に協力)

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管（サル、犬等の輸入検疫は農林水産省動物検疫所が実施）
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし

【参考資料4：別記2】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を
改正する法律案に対する附帯決議

第201回国会閣法第46号 附帯決議
(2020年3月11日衆議院内閣委員会)

- 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。
- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、多方面からの専門的な知見に基づき慎重に判断すること。
 - 二 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。
 - 三 緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。
 - 四 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告

すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめ、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。

- 五 課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。
- 六 特措法に定める政府行動計画に基づき、必要な措置を迅速かつ組織的に幅広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。
- 七 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。
- 八 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。
- 九 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。
- 十 特措法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行うに当たっては、その実効性の一層の確

保を図るため、当該要請等によって経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。

十一 企業及び個人（奨学金を含む。）に対する貸付条件等について、国から金融機関等に対して柔軟な対応を要請すること。

十二 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続きが行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続きにおける提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うようにすること。

十三 過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は一人の命も犠牲にしないという強い決意のもとに、全国の自治体と連携し、自殺対策（生きることの包括的支援）を万全に講ずること。

十四 国民、企業などが、不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、科学的見地からも正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。特に、医療従事者、高齢者、学校関係者、訪日・在留外国人、海外等への情報発信には最大限留意すること。また、ウイルスの肺以外の臓器や血液への影響、排泄物を通じた感染、動物への感染などについて、医学的に検証し、その結果についてもきめ細かく情報提供するよう努めること。

十五 農水産品の流通及び輸出入に支障が生じないよう努めるとともに、国産の輸出農水産品について科学的知見を踏まえて対応し、風評被害防止に努めること。

十六 中小企業金融の返済期限、雇用保険の給付期間の延長などについて、東日本大震災に伴って実施された期限延長措置にならい、その実施を検討すること。

十七 国が自治体等の事務に関し方針等を定めた場合には、国は自治体等からの質問に対して誠実に回答すること。

十八 専門的知見を活用し、感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討すること。

十九 今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること。

二十 特措法の適用の対象となる感染症の範囲（当該感染症に係る法令の規定の解釈により含まれるものの範囲を含む。）について、速やかに検討す

ること。

【参考資料 5：別記 3】

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 (National Institute of Animal Health) に相当する動物衛生研究機関の所属について (欧米等の事例)

米国：National Veterinary Services Laboratories (NVSL), Animal and Plant Health Inspection Service (APHIS), U.S. Department of Agriculture (USDA)

米国農務省動植物検疫局 国立獣医サービス研究所

(動物検疫, 動物疾病の研究, ワクチン開発等)

カナダ：National Centres for Animal Disease (NCAD), Canadian Food Inspection Agency (CFIA)

カナダ食品検査局 国立動物疾病センター

ドイツ：Friedrich Loeffler Institute (FLI)

National Institute for Animal Health of Germany, German Ministry of Food, Agriculture and Consumer Protection (GMFACP)

独食料農業消費者保護省 独国立動物衛生研究所

フランス：Institut national de la recherche agronomique (INRA)

National Institute of Agricultural Research, Ministries of Research and Agriculture (MRA)

研究農業省 国立農業研究所

英国：Animal and Plant Health Agency (APHA), Executive agency, Department for Environment, Food & Rural Affairs (DEFRA)

環境・食糧・農村地域省 執行機関 動植物衛生庁

(動物の疾病の研究・検査, 動物の飼養管理, 動物愛護, 動物検疫)

韓国：Animal and Plant Quarantine Agency (APQA)

動植物検疫庁 (動物検疫, 獣医学研究, 動物用医薬品管理等)

【参考資料6：別記4】

家畜伝染病予防法の一部を改正する 法律案に対する附帯決議

(平成23年3月22日(衆)農林水産委員会)
3月25日(参)農林水産委員会)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 特定家畜伝染病(口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ)が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部が設置されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。
- 五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けられることができるよう、必要な措置を講ずること。
- 六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。
- 七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができるよう、必要な財政的支援を行うこと。
- 八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。
- 九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。
- 十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策

特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。

- 十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。

【参考資料7：別記5】

各国における動物衛生研究機関が所管する 動物の範囲について

日本：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

家畜及び家きん

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構法(平成11年法律第192号)

(研究機構の目的)

第4条第1項 研究機構は、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与する(以下略)

(業務の範囲)

第14条第1項 研究機構は、第4条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
- 二 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

米国：米国農務省動植物検疫局(APHIS)

国立獣医サービス研究所

動物全般

APHISは以下の部門を保有

動物医療(Animal Care)：各種の検査及び教育業務を通じ、人の福利厚生及び動物の治療に関する基準の策定

獣医療サービス(Veterinary Services)：動物疾病の予防、まん延防止及び撲滅、並びにモニタリング、動物の健康及び生産性の向上による、国内の動物、畜産物及び動物用生物学的製剤の健康、品質及び市場価値の予防及び改善

英国：環境・食糧・農村地域省

動植物衛生庁(APHA)

動物全般(家畜・家きん、ペット、野生動物)

韓国：動植物検疫庁 (APQA)
動物全般 (動物検疫等)

【参考資料 8：別記 6】

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

福岡県知事 小川 洋 殿

今、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、4月15日現在で、ついに感染者は200万人、死者は13万人を超え、人々の不安と経済の混乱は極限に達している。

わが国でも、3月末以降、急激に感染が拡大し、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県を含む7都府県について緊急事態宣言が発出された後も、日々、感染者の急増は続き、既に、感染者8,200人、死者160人を超えたと報道されている。いまや、わが国は、爆発的感染拡大と各国で発生している医療崩壊や経済的混乱の危機、そして国民の生命と生活の危機に直面していると言ってしまうのではない。

今回の新型コロナウイルスの蔓延は、人と動物の健康と地球環境はひとつであり、人と動物の感染症対策は一体のものとして進める必要があるとのワンヘルスの理念と実践の重要性を改めて世界に認識させている。

また、今回の新型コロナウイルスは、今後、一旦沈静化したとしても、再発、再燃を繰り返し、世界的に長期化することが懸念されており、さらに新たな感染症の脅威にも備える必要がある。

さらに、人の移動によって拡散する感染症に迅速かつ的確に対処するには、広域的に連携した防疫体制が不可欠である。

よって、県は、「第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議」（平成28年11月）で採択され、ワンヘルスの理念を認識段階から実践段階に進めることを謳った「福岡宣言」の発出県として、速やかに、ワンヘルスの理念に基づく次の取組を進めるよう提言する。

- 1 九州が一体となった、ワンヘルスの効果的かつ連携した実践を行い、危機管理体制の構築を図ること。
- 2 福岡県内においても60市町村と連携し、全国に範を示す福岡独自の政策～福岡モデル～を

確立し、実践すること。

- 3 国境を容易に超える感染症にワンヘルスの観点から対処し、予防と拡散防止対策の研究を進めるため、アジアを視野に入れた「感染症センター」の創設に積極的に取り組むとともに、ワンヘルスを実践するNPO等を支援し、その取組の普及を図ること。
- 4 COVID-19の蔓延を防ぐため、スピード感を持って、県民に対する幅広い支援を行うこと。

令和2年4月16日

公益社団法人 日本獣医師会会長

九州の自立を考える会会長 藏内勇夫

【参考資料 9：別記 7】

アジアの防疫拠点 知事提起へ 医療、獣医療を一体化 福岡

野生動物由来の可能性が指摘される新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、福岡県の小川洋知事は4日、アジア各国と連携した医療と獣医療の一体的な研究拠点「アジア防疫センター」（仮称）の整備に向けた議論を進める考えを表明した。九州地方知事会で問題提起し、整備と誘致を目指して国への働き掛けを強めるという。同日の県議会定例会で自民党県議団の代表質問に答えた。

新型肺炎の感染拡大を受け、小川氏は「（人と動物の両方で感染症対策を講じる）ワンヘルスの取り組みの重要性を再確認した」と強調。世界医師会と世界獣医師会が2016年11月、北九州市で合同国際会議を開き、ワンヘルスの実践に向けた「福岡宣言」を採択していることを踏まえ、研究拠点整備に向けて、「私自身が先頭に立つ」と決意を述べた。

研究拠点を巡っては、九州各県とアジア各国が広域的に連携する体制整備を求め、福岡県議や民間企業の有志らでつくる「九州の自立を考える会」（会長・藏内勇夫福岡県議）が14年10月、県に提言。県も協議会を設け検討し、17年度以降、国に設置を要望している。

（豊福幸子）

『西日本新聞』 2020.3.4 朝刊